

国民生活審議会 第3回消費者安全に関する検討委員会 議事要旨

日時：平成20年11月5日（水）10時～11時55分

場所：三田共用会議所 3階 第3特別会議室

出席者：（委員）

升田委員長、青木委員、大前委員、加来委員、越山委員、佐藤委員、佐野委員、
島野委員、鶴岡委員、中村委員、早川委員、廣瀬委員、古田委員、向殿委員、
望月委員、山上委員

（事務局）

岡田国民生活局審議官、野村国民生活局消費者安全課長 他

（関係省庁）

経済産業省商務流通グループ 三木製品安全課長

概要：

- 1 開会
- 2 経済産業省から製品分野のリコールの現状と課題についての説明及び質疑応答等
消費生活用製品に関するリコール等の対応の現状について経済産業省から説明を行い、質疑応答等。

各委員からの主な指摘事項等

- ・リコールについて主務官庁から要請した場合、事業者の協力は得られるのか。
- ・食品等ではそれほど問題でなくても自主リコールをしており、製品に関しても事業者が自主的に行うべきと考えるが、状況はどうか。
- ・未回収のリコール対象製品による事故等も発生していると思われるが、回収率が低い場合に事業者を指導等しているのか。
- ・消費生活用製品安全法の改正により報告件数が増えているが、同法に基づく10日以内の報告義務は順守されているのか。
- ・消費生活用製品安全法は大きな企業が念頭に置かれているのではないかと思うが、輸入業者など規模の小さい事業者が倒産した場合のリコールの対応はどうなっているのか。
- ・製造事業者がリコールを躊躇する主な原因としてリコールに要する資金調達が困難であることが言われているが、中小企業をどのようにフォローしていくのか。

- 3 リコール促進のための取り組みの強化について今後の検討の論点につき意見交換
リコール指針研究会の報告を踏まえた今後の検討の論点について事務局から説明を行い、意見交換。

各委員からの主な意見

- ・危険がない場合のリコールは、かえって消費者を混乱させる場合があるので、危険度の判断基準などが必要ではないか。
- ・文字が多い新聞社告などは消費者が注意を払いにくく、認識度も低いと思われるため、リコールの内容が消費者に的確に伝わるよう情報提供のあり方に工夫が必要ではないか。新聞社も表記に関してアドバイスをすべきではないか。
- ・情報提供の方法として、テレビ放送の活用なども考えられるのではないか。
- ・情報提供は、すべて同じやり方に統一したほうが分かりやすいのではないか。
- ・リコール情報の提供を希望する消費者は、製造事業者に自己の個人情報を提供しておくなど、消費者が直接情報を受領できる仕組みなどの検討も必要ではないか。
- ・リコール情報の効果的な伝達方法について、調査してはどうか。
- ・食品や施設のリコールについては、製品のリコールとの共通点や相違点を考慮した共通指針の検討、例えば施設における施設管理者の役割を盛り込むことなどが必要ではないか。
- ・自動車、薬品等の他のリコール制度も参考に、共通指針を検討した方がよいのではないか。
- ・リコールの基本的視点として、拡大可能性を問わず一件の不具合があっただけでも製品を見直していくという視点も必要ではないか。
- ・リコール対象製品の修理の不備による事故や企業作成のサービスマニュアルの不備等も考えられるので、サービスについても検討の視野に含めるべきではないか。
- ・自主リコール促進のためには、まず事故情報が消費者にも広く共有化される仕組みを構築することが効果的ではないか。
- ・リコールの概念に注意喚起を含める点について、食品への針の混入のような事件性が考えられる案件に関する注意喚起については、捜査状況等を勘案する必要があり、ケーススタディーをすべきではないか。
- ・消費者にとって危険の内容が分かりにくい事案については、リコールの意思決定に当たり国の関与が必要ではないか。
- ・同種の製品について、リコールを行っている事業者と行っていない事業者が分かれる場合などがあるので、リコールの判断を全て事業者に任せるべきではないのではないか。
- ・意思決定に当たり、小児、高齢者等の危険度の評価については、拡大可能性と切り離して考えるべきではないか。
- ・モニタリングについて、事業者に進捗を報告させる体制にすべきではないか。
- ・製品にICチップ等を組み込み、携帯電話などでリコール対象製品か否かが分かるようにするなど、製品のトレーサビリティについても検討すべきではないか。
- ・法律に基づく命令権限の対象外の事案において、被害拡大防止に関する行政機関の関与の仕方については検討の必要があるのではないか。

4 事故情報の一元化について意見交換

事故情報の一元化について前回（第2回）委員会での議論を踏まえて各委員から提

出された意見の概要等について事務局から説明し、意見交換。

事務局から説明後の各委員からの主な意見

- ・現在の消費生活センターは悪徳商法に係る相談等が中心であるので、事故情報に関する中継機関の役割を果たせるよう、機能強化を行うべきではないか。
- ・一元化の対象とする情報は、国民の生命・身体・財産に損害がある場合として、詐欺等の被害も含めるべきではないか。
- ・労働災害については、労働行政そのものであり、対象から外すべきではないか。
- ・病院からの事故情報は非常に有益と考えるので、報告を義務化することも検討すべきではないか。
- ・病院情報の収集については現在もやっているが、難しい面もある。現在の国民生活センターの方式のモデルとなっている米国のNEISS等海外の事例を検討すべきではないか。
- ・情報の収集だけでなく分析・発信をして社会的に共有されることが必要。
- ・子供の事故については親が自らの責任と感じ申し出ないことが多いので、ヒヤリハット情報の収集には、これらの情報が提供されるよう啓発の工夫が必要ではないか。
- ・ヒヤリハット情報については、消費者・行政機関のみならず、事業者にも提供され、事業者が学んでいくことが必要。

4 閉会

以 上

(配布資料)

資料1 消費生活用製品に関するリコール等の対応について(経済産業省提出資料)

参考資料1 消費者生活用製品のリコールハンドブック2007

資料2 今後の検討の論点

参考資料2 食品・製品等のリコールに関する分野横断的指針についての調査研究報告書

資料3 山上委員提出資料

資料4 事故情報一元化に関する委員提出意見

* 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

* 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局消費者安全課

電話：03 - 3581 - 7735